

やさしい街

発行・編集
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
2013年
9月 No.197



季節は秋に近づいています。10月1日から「赤い羽根共同募金運動」がはじまります。私たちのまちの福祉を応援する活動にご協力をお願い申し上げます（関連記事は8・9ページ）。

（写真 昨年度の街頭募金運動、今年度運動功績者表彰の様子など）

今号の主な記事

- 2頁・・・「私たちの社協」
知って安心「成年後見制度」
- 4頁・・・「超高齢社会を支える」
地域包括支援センター
- 8頁・・・赤い羽根からのお便り（拡大版）
- 10頁・・・社協新時代への挑戦～自立支援課編～



赤い羽根共同募金の助成金を
受けて発行しています。



秋は「共同募金」、
見守り・訪問の
季節ですね

【賛助会員の募集】

札幌市社会福祉協議会では賛助会員を募集しています。いただいた会費は、札幌市の地域福祉を推進する貴重な財源となります。地域福祉のサポーターとして、お互いに支え合う街づくりの実現のため、ご協力をお願いいたします。

個人（1口）1,000円 団体（1口）10,000円 問い合わせ先 総務課（11ページ参照）



私たちの社協

～平成25年度に札幌市社協が新たに取り組む事業をご紹介します～

“いざ”というときのために！ 知って安心「成年後見制度」

「成年後見制度とは」どのような制度なのですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは、本人という）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

どのような種類があるのですか？



●判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

●判断能力が不十分になってから

法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		

【引用：家庭裁判所「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - (平成24年7月発行)】

● 札幌市社会福祉協議会での取り組み ●

本会では、平成25年4月から「成年後見制度利用支援事業」を札幌市から受託しました。具体的な内容としては、成年後見制度についての相談や市長申立てに関する事務手続きなどです。「成年後見制度や市長申立てについて知りたい」という方は、まずはご相談ください。（権利擁護係 11ページ参照）

なお、本会以外にも、以下のような相談機関があります。

成年後見制度・任意後見制度に関する相談先

成年後見制度について

お問合わせ先	電話番号
家庭裁判所 家事手続情報サービス (24時間、自動応答による音声やFAXでの情報案内)	0570-031840 (電話・FAX)
一般社団法人北海道成年後見支援センター	011-210-0650
公益社団法人成年後見センター リーガルサポート札幌支部	011-280-7078
公益社団法人北海道社会福祉士会 権利擁護センター(ばあとなあ北海道)	011-717-6886
札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ほっと」	011-242-4165
北海道税理士会成年後見支援センター	011-624-7738

任意後見制度の公正証書について

お問合わせ先	電話番号
札幌大通公証役場	011-241-4267
札幌中公証役場	011-271-4977

※予約の有無や受付・対応時間がそれぞれ異なります。あらかじめ各機関へお問合わせのうえご利用ください

区社協・事業所等連絡先(中央区)

○中央区社協 281-6113 ○中央ヘルパーセンター・あんしん24中央 272-8480 ○中央相談センター 272-3294
○中央区第1地域包括支援センター 209-2939 ○介護予防センター大通公園 271-1294
○中央調査センター 280-7801 ○ナイトケアセンター 280-3800